## 教育目標を達成するための方針(基本的考え方)

- (1) 特別支援学校(盲学校)の使命・役割
  - ①「特別支援教育」の理念及び教育関係法令等に基づき、在籍する幼児児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、その持てる力を高め、障害に起因する学習・生活上の困難を改善又は克服するために、適切な指導・必要な支援の実施を教育活動の基本とする。
  - ②基礎基本の習得の徹底により確かな学力の育成を図り、健康でたくましく、心豊かに自立し、社会参加・貢献できる視覚障害児・者の育成をめざした教育の充実に努める。
  - ③県内唯一の視覚障害教育に特化した教育機関として、絶えず専門性の向上と情報発信に 努力し、それを活かした特別支援教育のセンターとしての機能充実に努める。
- (2) 「一致・協働(チーム学校)」の体制づくりとR-PDCAのプロセス

【Research (実態把握・調査研究) - Plan (計画立案) - Do (実践) - Check (評価) - Action (改善) 】

- ① 教育目標等の具現化をめざし、「人格の尊重」、「協働」、「連携」を学校組織運営の理念とする。
- ② 「一人一人が役割と責任を果たすことで組織全体が生きる」ことを自覚するとともに、情報 共有や共通理解を重視し、「一致・協働・発信」及び「チーム学校」としての学校組織づく りに絶えず留意する。
- ③ 安全・安心な教育環境を整備し、効率的な学校運営を図り、幼児児童生徒一人一人の望ましい変容・発達を促す教育活動の推進・充実に努める。
- ④ 教職員一人一人が、課題意識を持ち、R-PDCAのプロセスを意識しながら取り組むよう努力する。教育活動における「実態把握」「指導と評価の一体化」は特に重要であり、ゆとりを持ちながらも、無理・無駄のない効果的な教育活動の展開に留意する。
- ⑤職員同士の同僚性を高め、インクルーシブな組織体制を構築する。

## 教育課程編成の基本方針

教育課程は、学校教育目標を達成するための基本計画であり、関係法令及び学習指導要領に基づいて幼児児童生徒の障害の状態、発達の段階や特性等を十分考慮するとともに、次の点に留意し教育目標、幼児児童生徒像の実現を目指して編成する。

- (1) 幼・小・中・高等部の発達、特性に即して自ら学ぶ意欲と態度、確かな学力の定着を目指し、 生きる力をはぐくむ一貫性のある指導内容・方法を明確にした個に応じた指導を推進する教育課程 の編成に努める。
- (2)新学習指導要領の本格実施に向けて、育成すべき資質・能力を明確にし、各学部が連携して「社会に開かれた教育課程」の編成に取り組む。
- (3) 多様な幼児児童生徒の実態に即して基礎的・基本的な教育内容を明らかにし、豊かな情操を養い、確かな学力が着実に身に付くよう個に応じた指導の重視と授業形態や集団の構成の工夫に努め、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る。
- (4) 学校教育活動全体を通した言語活動の充実及び、道徳教育、体育・健康に関する指導、自立活動の指導を計画的に行い、心身共に健康な生活を送ることを目指した基本的生活習慣の形成と健康安全管理・健康の保持増進の態度と技能の定着を図る。
- (5)作業学習や就業体験、職場実習等キャリア教育の充実を図り、職業に関する基礎知識、基礎技能等の習得と就労への意欲を高める。
- (6)幼児児童生徒の入学から卒業後までの一貫した指導体制の確立と一人一人のニーズに応える「個

別の教育支援計画」及び「個別移行支援計画」の作成・活用に努める。

- (7) 自立活動を含め、各教科等の指導に係る「個別の指導計画」を作成・活用し、個々の障害による学習・生活上の困難を改善又は克服に即した指導が図れるよう編成する。
- (8) 「総合的な学習の時間」は、小学部3年以上各学年とも教育課程に位置づける。ただし、知的障害を併せ有する教育課程については、中高等部において位置づける。
- (9) 居住地の学校や近隣の学校との交流及び共同学習は、各学部の特色と個別のニーズのよる方法等の検討を行い計画的・積極的に推進する。
- (10) 一般学級は、小、中、高等学校に準じ、弾力的に教育課程を編成する。なお、障害の状態により特に必要がある場合は、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に基づき弾力的に編成する。
- (11) 重複障害学級における教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に示す「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い」に基づき障害の状態に応じて弾力的に編成する。特に知的障害を併せ有する場合は、知的障害者の教育課程編成基準に準じて編成を行い実態に応じた指導の充実を図る。
- (12) 専攻科においては、生徒の社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫するとともに、教育活動全般を通してあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家資格取得と就労に結びつく職業教育に取り組む。